

07 木質バイオマス産業化促進整備事業[新規]

【13,570(一)百万円】

対策のポイント

地域における木質バイオマスの産業化を促進するため、木質バイオマス活用施設等の整備や新たな利用システムの開発を支援します。

<背景/課題>

- ・地域資源の一つである林地残材が、年間約2,000万m³発生するとともに、森林資源が年々増加する中で、木質バイオマスを活用した産業化の取組により、森林整備や山村地域の活性化等を図ることが重要です。
- ・「森林・林業基本計画」に基づいて、木質バイオマスの利用拡大を図るには、木質バイオマスの効率的な収集・運搬・利用を行う機材・施設の整備や、熱効率が高い新たな固形燃料を利用するシステムの開発が必要です。

政策目標

木質バイオマス利用量の増加 (71.7万m³(23年度)→300万m³(27年度))

<主な内容>

1. 未利用間伐材等活用機材の整備

林地に放置されていた間伐材等の有効利用を図るため、未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備に対し支援します。

2. 木質バイオマス関連施設の整備

木質バイオマスの供給・利用を促進するため、木質ペレット等の木質燃料製造施設や木質バイオマス発電・熱供給施設等の整備に対し支援します。

3. 地域材利用システムの開発

未利用間伐材等を原料とする熱効率が高い新たな固形燃料を利用する発電・熱供給システムの開発に対し支援します。

4. 木質バイオマスボイラー併設木材加工施設の整備

製材工場等における環境負荷を低減するため、木質バイオマス利用乾燥施設等を一体的に併設した木材加工施設の整備に対し支援します。

木質バイオマス産業化促進整備事業 13,570(一)百万円

補助率：定額、1/2

事業実施主体：地方公共団体、民間団体

※ 上記の事業とあわせて環境省・農林水産省連携事業により、平成25年度より先導的なバイオマスの利用の実証を行う「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」を実施します。

お問い合わせ先：

1 及び 2 の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2297 (直))

3 の事業 林野庁研究・保全課 (03-3501-5025 (直))

4 の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2291 (直))

木質バイオマス産業化促進支援

- バイオマス産業都市をはじめとした先進地域において、モデル的に木質バイオマス利活用施設等の整備を支援
- また、熱効率の高い新たな固形燃料を利用する発電・熱供給システムの開発を支援

〈 対象地域: バイオマス産業都市12都市やモデル的に未利用間伐材等の利用促進に取り組む地域 〉

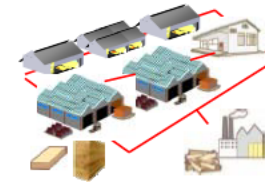
【 収集運搬体制の整備支援 】

- 素材生産業者等が行う未利用間伐材等の収集・運搬のための機材整備に対し助成
(補助率: 1/2)



【 利活用施設の整備支援 】

- 民間事業者等の木質バイオマス製造施設(ペレット、チップ)や熱供給施設、熱電併給施設整備に対し助成
- 製材業者等の木材乾燥用等の木質バイオマスボイラー併設木材加工施設整備に対し助成
(補助率: 1/2)



【 熱効率が高い新たな固形燃料を利用する発電・熱供給システムの開発 】

- 民間事業者等が行う熱効率の高い燃料の試験的製造、実用化に向けた取組に対し支援
(補助率: 定額)

